

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

邑楽町長

## 公表日

平成31年6月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等の基づく法定受託事務として、資格・給付等に係る届出・申請、保険料免除・納付猶予・学生納付特例等の申請、裁定請求の受理・事実の審査を行う。 報告等特定個人情報ファイルは次の事務で利用する。 (1) 被保険者の資格得喪等の届出事務 (2) 日本年金機構への異動報告等事務 (3) 保険料免除・納付猶予・学生納付特例等の申請受付事務 (4) 裁定請求受付事務
③システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課 窓口係
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民年金法に基づき、届出の受理・報告・裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例に係わる届出・申請の受理等の法定受託事務である。番号法別表第一の31項に基づき、国民年金法の規定に従い次の事務で利用する。 ①被保険者の資格管理 ②日本年金機構への異動報告等	国民年金法に基づき、資格の得喪に係る届出の受理・報告・裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例に係る届出・申請の受理等の法定受託事務である。特定個人情報ファイルは次の事務で利用する。 ①被保険者の資格管理事務 ②日本年金機構への異動報告等事務 ③保険料免除・納付猶予・学生納付特例等の申請受付事務 ④裁定請求受付事務	事後	
平成30年2月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	3) 未定	2) 実施しない	事後	
平成30年2月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日	平成30年1月31日	事後	
平成30年2月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日	平成30年1月31日	事後	
平成31年6月1日	評価書名	国民年金関連事務 基礎項目評価書	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成31年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	邑楽町は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	邑楽町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成31年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民年金関連事務	国民年金に関する事務	事後	
平成31年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム	国民年金システム、団体内統合宛名システム	事後	
平成28年6月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1の31項、番号法第9条第1項	番号法別表第1の31項	事後	
平成31年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	